



空き家

リフォーム

移住促進

# 住みやすい環境づくりに 各種補助制度をご利用ください

住宅環境の整備に対する各種補助制度をご利用ください。秋田市へ移住されるかた向けの事業もあります。知人・友人に移住をお考えのかたがいたら、これらの事業を紹介してみてください。住宅整備課 ☎(888)5770(市役所4階)



◆売買の希望価格、間取り、設備など、物件の詳細は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/hs/akiyabank/>

移住・定住を促進!

1

売りたい・買いたい  
情報は  
「空き家バンク」へ

「秋田市空き家バンク制度」は、市内の空き家の賃貸・売却を希望するかたから申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望するかたに紹介するサービスです。空き家を有効活用したい所有者のかた、秋田市へ移住をお考えのかたは、住宅整備課へご相談ください。

●市の各事業とも、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたも利用できません  
●2の空き家の購入または3の同居の場合、4の住宅リフォーム助成と併用できます

2

空き家の改修工事  
などにかかる費用  
の一部を補助

移住・定住を促進!

定住を目的とした、空き家の改修工事費の一部を補助します。



平成29年度から、  
「秋田市中心市街地  
活性化基本計画」の区域内であれば、市内在住のかたも制度を利用できるようにになりました。  
詳しくはお問い合わせください。

対象者(次のいずれかに該当するかた)

- ①市の空き家バンクに登録された空き家を購入し、市外から移住するかた(3年以上の定住)
- ②市の空き家バンクに登録された空き家を賃貸する所有者、または賃借して市外から移住するかた(5年以上の定住)

対象工事▶市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、定住するために必要な本体工事

補助額▶対象工事費の2分の1。購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円(秋田市中心市街地活性化基本計画)区域内は、市内在住者の購入が上限50万円、賃貸借が上限20万円)

申込▶住宅整備課 ☎(888)5770

3

多世帯同居・近居を  
お考えのかたへ

移住・定住を促進!

「多世帯同居」や、転居により住まいが近くなる「近居」のための住宅改修工事や購入などに対し、費用の一部を補助します。

対象者(次のいずれかに該当するかた)

- ①市内で居住用に所有している住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が1つ以上増加)をするかた(3年以上の同居)
  - ②親・子・孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居するかた(3年以上の近居)
- 対象となる工事または経費▶
- ・市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、同居するために必要な住宅の本体工事
  - ・住宅を新築または購入(中古住宅を含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料

補助額▶

対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円。市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯の同居は上限100万円  
住宅購入費は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

申込▶住宅整備課 ☎(888)5770

園芸振興センター  
(みのりあ) ☎(838)0278  
仁井田字小中島111-1

# みのりあ べいり

## 「新規就農研修」平成28年度修了式 & 29年度開講式 農業を支える“若い力”に期待！



平成28年度修了式(3月23日)

園芸振興センターでは、野菜や花きなどの園芸作物の農業経営をめざすかたを対象とした「新規就農研修」を実施しています。

この3月には、2年間、栽培技術や経営技術を学んだ1期生が、研修を修了しました。修了証書を受け取った8人は、今後、独立自営や雇用など、さまざまな形で農業を始めます。

高齢化による担い手不足や、稲作から高収益が望める園芸作物への転換が課題とされる中、修了生のみなさんは、担い手の中心としての活躍が期待されます。

そして4月からは、新たに3期生7人が研修をスタートさせました。秋田市の農業を支える“若い力”は日々育っています。地域のみなさんも、ぜひご支援ください。

\* 研修期間は2期生が平成28・29年度、3期生が平成29・30年度の2年間です。

### 短期・中期研修も実施します

移住・定住を促進！

市では今年度も、市内で園芸農業への就農を考えているかた(移住希望者を含む)を対象に、短期・中期の各研修を実施する予定です。受講は無料で、市外在住者には、要件により宿泊費の助成なども行います。

詳細は、決まり次第、園芸振興センターホームページなどでお知らせします。秋田市への移住・就農をお考えのかたに、ぜひお知らせください。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ag/pc/>



## 4 住宅リフォーム助成 をご利用ください

県と市では、50万円以上の増改築・リフォーム工事に対し、それぞれ助成を行っています。今年4月1日以降に工事が完了し、来年3月までに完了実績報告書を提出できることが要件です。事前にそれぞれの担当課へご相談ください。



■ 県制度：工事業者は、県内に本店がある建設業者などが要件です。完了実績報告書の提出期限は来年3月16日(金)。助成額など詳しくは、お問い合わせください。

申込▶秋田地域振興局建築課

☎(860)3491

■ 市制度(助成額は5万円。「秋田市中心市街地活性化基本計画」区域内であれば10万円)：工事業者は、市内に本店がある建設業者などが要件です。完了実績報告書の提出期限は来

年3月30日(金)。市制度では、次の要件も必要です

対象者▶市内在住で、市税の滞納がなく、この制度を初めて利用するかた

対象住宅(次のいずれかに該当する物件)▶

①対象者が所有し、居住している

②対象者が居住し、配偶者、親(配偶者の親を含む)または子が所有している

③対象者の親(配偶者の親を含む)または子が所有し、居住している

④対象者が所有し、親(配偶者の親を含む)か子が居住している

申込▶住宅整備課☎(888)5770

☎(888)5770